

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取り組みについて具体的に記載してください。

##### 【地域福祉保健計画】

現在、平戸地区・平戸平和台地区の地域福祉保健計画推進委員会と共に第3期とつかハートプラン地区別計画の取り組みの成果について振り返りを行っています。平戸地区と平戸平和台地区の両地区の第3期計画の地区別計画のなかに、「つながりづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「担い手の育成」の3つがそれぞれの目標として掲げられ、私たちも連合町内会の役員、戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会と共に取り組んでまいりました。地域では、今後、第4期とつかハートプランの地区別計画の策定に向けて推進委員会を編成し、開催する予定です。

私たち地域ケアプラザは、第3期計画にありました「つながりづくり」「安全・安心なまちづくり」「担い手の育成」の3つの目標については第3期計画の取り組みとしてではなく、今後も継続的に取り組むべき目標として認識し、下記の通り取り組みます。

##### 【つながりづくり】

- (1) 連合町内会・地区社会福祉協議会、小・中学校、福祉施設等、地域で活動されている関係機関の会議に出席し、顔の見える関係づくりに努めます。
- (2) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において医療、福祉、住まい、生活支援が一体的に提供される地域づくりを目指します。毎年、地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備を行います。
- (3) 障がいのある方や子育てに不安を抱えた方にとっての地域の身近な福祉施設として、自主事業の開催やフリースペースの提供等、当事者の集いの場を提供します。また、当事者の声に耳を傾け、気軽に相談していただけるよう取り組みます。

##### 【安全・安心なまちづくり】

- (1) 地域の一員として、地域防災拠点訓練、自治会町内会の防災訓練に参加をします。
- (2) 戸塚区福祉避難所運営施設連絡会に出席し、最新の情報を収集し所内で共有します。
- (3) 福祉避難所の開設に向けた準備・訓練を行い、有事の際に備えます。
- (4) ひとり暮らし高齢者、障がい児・者世帯、その他支援を必要としている世帯を把握し、災害時の安否確認の方法について関係機関の協力を得ながら安心・安全なまちづくりを築きます。

#### 【担い手の育成】

- (1) 連合町内会の役員活動や、民生委員児童委員協議会、保健活動推進委員会等、地域で活動されている各種団体の課題を把握し、団体の支援・活性化を高めるため、研修会及びワークショップなどを開催します。
- (2) 地域活動者の担い手の対象を概ね50代後半～70代に絞り、それぞれの世代に合った趣味の活動や講座等を開催します。将来的な展望として、コミュニティの形成からボランティア活動へと発展するように自主事業の実施を検討していきます。
- (3) 近隣小学校の福祉教育への取り組み、中学生の職業体験、高校生・大学生の実習活動等を積極的に受け入れ、福祉活動分野の将来の担い手の育成を支援します。

#### (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取り組みについて

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取り組み、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

これまで担当地区（平戸地区・平戸平和台地区）で開催されている定例会や地域の活動行事には概ね出席し、連合町内会ごとに行われている取り組みについては把握ができていますと自負しています。地域主催行事のなかでも主要な行事として行われている「地域・行政の地区懇談会」では、環境問題、防犯対策、交通事情、ゴミ屋敷問題等、地域の幅広い課題に対しての話し合いが行われ、地域ケアプラザとしても課題に対する関わり方や支援のあり方について検討しています。

今年度、担当地域の特徴的な取り組みとして、コンビニエンスストアによる移動販売事業があります。移動販売事業の主体となるコンビニエンスストアをはじめ、移動販売車の駐留に地域企業の協力を得て成立したものであり、遠出ができない等の買い物難民を抱えていた自治会の課題解決に大きく役立ちました。

現在、多くの企業が地域貢献活動に取り組んでいます。今後も地域の課題と企業の貢献活動を照らし合わせ、地域と企業とケアプラザとが三位一体となって取り組めるよう努めます。

合わせて、平戸地区（5自治会・1町内会）と平戸平和台地区（3町内会）の各自治会町内会の定例会に出席し、自治会・町内会を単位とする小地域での取り組みや課題の解決に努めます。

#### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### 【関係団体との連携】

平戸地区・平戸平和台地区の2地区の社会福祉協議会とケアプラザ職員で編成されたケアサポート祭実行委員会を中心に、地域、行政、区社会福祉協議会、障がい者地域作業所、近隣小・中学校の理解と協力により、年に1回、地域の関係機関の協働によるケアサポート祭を開催します。包括レベル地域ケア会議と個別レベル地域ケア会議を毎年開催します。

**【担当地域における会議への出席】**

平戸地区連合町内広報部会への出席（年間11回）  
平戸平和台地区連合町内会広報委員会への出席（年間11回）  
平戸地区社会福祉協議会常任理事会への出席（年間5回）  
平戸平和台地区社会福祉協議会常任理事会への出席（年間5回）  
平戸地区保健活動推進員会定例会（年間6回）  
平戸平和台地区民生委員児童委員協議会への出席（年間12回）  
平戸中学校地区学校家庭地域連絡会への出席（年間1回）

**【その他】**

地域密着型サービスにおける運営推進会議への出席  
平戸地区・平戸平和台地区ハートプラン推進員会への出席

**2 団体の状況**

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業績実績等について、記載してください。

**【社会福祉法人聖ヒルダ会の理念】**

「人が、人としての尊さが認められ、人として生きることができる社会の実現を目指し高齢者、障がい福祉において地域に仕え、地域福祉に貢献するための事業を永続的に発展させる」

**【基本方針】**

1. 利用者の人権の尊重と擁護、及び自立支援
2. 利用者の「生活の質」の向上
3. 職員の資質・専門性の向上
4. 職員の生きがいの創生
5. 地域福祉への取り組み
6. 経営の安定化

**【業績実績】**

軽費老人ホーム ベタニヤ・ホーム（定員50名）  
聖マリヤ館（短期宿泊・集会施設）  
ケアセンターベタニヤ（訪問介護事業）  
横浜市平戸地域ケアプラザ（横浜市指定管理事業）  
高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（横浜市委託事業）  
戸塚区生活支援センター（横浜市補助金事業）  
ベタニヤ・パーク（貸駐車場・収益事業）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

平成 30 年度についても、適正な予算執行につとめ、1,270 万円の積立金を計上、当期末支払資金残高 1 億 2,203 万円で決算。当年度末において、4 億 8 千万円超の積立金を保有します。

長期短期ともに借入金を有しません。

補助金事業であるベタニヤ・ホーム(軽費老人ホーム)、戸塚区生活支援センター(精神障がい支援事業)においても適正な運営につとめています。また、当年度新たに従前より受託の高齢者市営住宅生活援助員派遣事業(L S A)に加えて、県営住宅への派遣事業についても受託、地域福祉保健活動、精神障がい福祉活動への積極的な取り組みを行っています。

法人税等は、顧問税理士の指導助言のもと、適正に処理しており、滞納はありません。

また、高齢者のための短期宿泊施設(マリヤ館)による公益事業、将来の施設拡充を目的に取得した用地での収益事業(貸駐車場)、法人後援会の継続的支援(年間約 200 万円)等により安定的な経営基盤を確立しています。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 【地域ケアプラザ所長(予定者)】

地域ケアプラザでの職務経験が豊富であり、ケアプラザの役割と機能を理解している職員を所長として配置します。

ケアプラザの安定的な運営に努め、地域・行政との調整業務に努めます。また、定期的に管理職員研修を受講し、資質の向上に努めます。

##### 【地域包括支援センター】

各職種必要な有資格者を配置し、横浜市の基準配置を満たします。高齢者の生活を支える専門職として、責任と自覚を持った職員を配置し、3 職種がそれぞれの専門性を発揮しながら職務を努めます。

##### 【コーディネーター職】

連合町内会や地区社協、各関係機関の窓口担当および調整係として、地域ケアプラザの業務を理解し、経験のある職員を配置します。

##### 【その他】

介護職・相談援助職・事務職に配置された職員のそれぞれの職務の見識を深め、これまで培ってきた能力や経験を十分に発揮できるよう配置します。一方、職員のスキルアップと組織の活性化を目的に定期的な人事異動を行います。

それぞれの職員が目標とする資格取得に向けて取り組む姿勢を支援し、その成果を評価します。

#### (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

職務の専門性を発揮することで地域ケアプラザ、ひいては地域社会に貢献します。

「職員の資質・専門性の向上」という法人の基本方針に基づき、施設の安定的な運営およびサービスの向上に努めます。

#### 【職員の目標管理・人事考課】

##### (1) 目標管理

それぞれの職員が年度ごとに年間計画と業務目標を設定し、所属長と共に目標とする努力の焦点を明確にします。年間計画を設定した後、一定期間で振り返りを行い、進捗状況の確認と次期への課題を明確にし、目標の達成に向けて支援します。

##### (2) 人事考課

与えられた職務への取り組みと活動内容を振り返り、その成果やプロセスを評価し、職員のモチベーションの向上、能力の向上、組織の活性化を図ります。目標管理を基に、自己評価と客観評価を行い、職員の適性を図ります。

#### 【研修の実施】

職員は、法人全体で取り組む法人研修、事業部門ごとに行われる専門研修などに積極的に参加し、それぞれの業務別に求められる知識・技能を学び業務に活かします。その他、法人内の研修委員会の計画に基づき、年に1回、職員研究発表会を開催します

#### 【その他】

各部門のリーダー職（またはサブリーダー）が、スーパーバイザーとして、新任を含む職員に対し業務を通じた指導、助言を行います。ミーティングや個別の面談を通じて、職員一人ひとりの専門性の向上を目指します。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取り組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

平成9年の開所から今年で23年目を迎え、施設内・外の付帯設備各箇所では経年劣化による不具合が発生しています。今後も多くの市民・団体に快適に利用していただくために、施設の維持管理に努めます。

#### 【施設の維持保全・点検計画】

##### (1) 専門業者による点検（毎月1回）

施設管理業務委託業者による月次点検を実施し、施設の不具合箇所の早期発見に努めます。

##### (2) 自主点検（四半期に1回）

四半期に1回、職員による施設管理者点検を行います。管理者点検によって不具合箇所を発見した場合、不具合の原因・内容・写真を記録し、所管局へ報告します。

##### (3) 法定点検（年に1回）

専門職による建築基準法第12条の点検を年に1回実施します。

### 【その他】

消防法で定められている消防設備点検は、年に2回（上半期・下半期ごと）行い、消防設備点検実施報告書を戸塚消防署に提出します。

なお、施設管理業務委託業者は2年（もしくは3年）ごとに契約の内容を見直し、横浜市入札資格業者を対象に入札を行います。

### 【修繕計画】

第3期指定管理期間内では、食器洗浄機、食器消毒保管庫、給湯器、ガステーブルなど、厨房用品の修繕・故障が大半をしめました。第4期指定管理期間では、総合防災盤（館内放送設備）、入浴設備、自動ドア、冷温水発生器など、大規模な付帯設備の安全確保及び長寿命化を見越した修繕が想定されることから施設管理委託業者による定期点検に加え、職員の目視確認、適切なメンテナンスを行い、不具合箇所の早期発見に努めます。設備の故障・不具合を確認した場合、次の手順で修繕の実施に努めます。

- (1) 施設管理業務委託業者へ不具合箇所を報告  
故障の原因と復旧の目途を確認する  
修繕（工事）計画の説明と修繕見積書の提出を依頼  
※修繕見積書は2社による比較のもと業者を選定する
- (2) 上記の内容を把握し、戸塚区福祉保健課へ報告  
修繕規模に応じて協議書の作成する
- (3) 戸塚区からの修繕協議の回答を得た後、選定業者に修繕を依頼する

### 【その他】

施設の大規模工事・修繕によってケアプラザを利用されている方々の利便性及び安全性の妨げにならないように、不具合箇所の早期発見、定期的なメンテナンスを心がけます

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

### 【基本的な考え方】

施設利用者の安全を第一として、事故の予防と事故発生時の適切な対応、巡視点検、鍵を適正に管理することを全職員に徹底します。

### 【事件・事故の防止体制】

- (1) 全職員を対象に事故対応の習得（マニュアル・研修）の徹底を図ります。
- (2) 事故報告書を作成の上、全職員に回覧し、発生状況、原因の追究、再発予防策の周知を図ります。
- (3) 法人内に設置の事故防止委員会において事故・ヒヤリハットの報告を行い、事故の傾向等を分析し定期的にマニュアルを見直します。
- (4) 上記事故防止委員会に提出された事故・ヒヤリハット報告書を職員研修誌『ひだまり』（毎月発行）に記載し、啓発、注意喚起を行います。

(5) 運転業務に従事する職員に対しては、運転免許証の更新など定期的に確認します。

**【事故発生及び緊急対応の体制】**

(1) 応急処置を実施した後、事故の発生状況に応じて看護職員が容態を確認し重篤な場合は救急救命処置を行い、併せて、家族等の緊急連絡先への報告、救急隊の出動要請を職員が連携して行います。

(2) 事故対応責任者である管理者及び部門責任者に事故確認者が、連絡をとれる連絡網を作成し、共有します。

(3) 毎年、AED（自動体外式除細動器）の操作講習会を実施し習熟に努めます。

(4) 感染症予防研修会を開催し感染症マニュアルに則り、普及啓発、感染症予防の衛生手技の習熟を図ります。また、協力医の指導助言を受け必要に応じ感染症マニュアルの見直しを行います。

**【防犯対策】**

(1) 防犯マニュアルにより、建物出入り口、窓、公用車の施錠を行います。なお、終業時に遅番勤務者の目視確認を行います。

(2) 鍵の保管を管理簿により行い、各部門責任者が毎日終業時に定位置保管を確認します。

(3) 日常定期的に施設内外を巡視し、事故・犯罪の防止に努めます。

(4) 警備会社と契約し、終業時は機械警備の作動により夜間早朝帯、年末年始の休館時等の外部からの無断侵入を防ぎます。

**(3) 災害に対する取り組みについて**

**ア 福祉避難所の運営について**

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

**【発災に備えた事前の準備】**

(1) 戸塚区福祉避難所運営施設連絡会に出席し、情報の収集と福祉避難所の基本的な考えを理解します。上記連絡会の出席者、もしくは防災訓練担当の職員が福祉避難所の概要と開設手順を職員会議もしくは防災訓練等で説明し、職員間で共有します。その際、福祉避難所共有システムの運用についても説明します。

(2) 毎年、応急備蓄物資の在庫確認、更新手続きを行い、有事の際に備えます。  
年2回実施している防災訓練のうち、年に1回は福祉避難所の開設を想定した内容を取り入れます。

(3) 常勤職員は災害時における交通機関の不通を想定し、自宅からケアプラザまでの出勤経路を把握し、徒歩による参集訓練を実施します。

**イ 災害に備えるための取り組みについて**

震災や風水害等といった災害に備えるための取り組みについて、具体的に記載してください。

地震・風水害等の自然災害から、利用者、職員及び関係者の人命の安全を確保することを最

優先と考え、下記の通り行動します。また、災害時の基本行動マニュアルを作成し、事業所内に明示します。

【 職員の基本行動 ※マニュアルの一部 】

- (1) 施設利用者の安全確認
- (2) 一時避難場所へ避難・誘導
- (3) 施設の安全確認・点検
- (4) 戸塚区役所・法人本部へ報告

【 事前準備 】

事前の準備として下記の事項を整備します。

- (1) 組織編成  
職種別に示された役割分担を日頃から確認しておきます。
- (2) 招集基準  
震度5強以上は別命なく出勤する。職員の安否確認は連絡網を活用。
- (3) 備品準備  
照明・ラジオ・救急箱・職員名簿・通信機・発電機等、乾電池、工具等を定期的に在庫の有無を確認します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取り組みについて記載してください。

社会の変化とともに、介護保険制度や障がい福祉制度の改正といった様々な制度の変化に対して柔軟かつ適切に対応し、これまでの経験をもとにその特色を活かしてきました。一方で、地域に信頼される公共機関として、透明性・公平性を高めながら、組織の力と成果を最大限発揮し、次の3点に重点をおいて取り組みます。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、提供するサービスが常に利用者のためのものであり、特定の種類、特定の事業者に偏ることがないように公正中立に行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場に立ち、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
- (3) 質の高いサービスの提供を心がけ、公正・中立な立場で社会資源のネットワークを活用し、ご利用者の期待・要望に応えるように努めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【施設へのご意見・苦情等の受付方法】

利用者からの苦情に適切かつ迅速に対応します。施設内に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情解決に努め、その仕組みを館内掲示、契約書類等に明示します。



**【意見・要望及び苦情について】**

**(1) 利用者への周知**

苦情解決責任者は、利用者及びその関係者等に対し苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先、苦情解決の仕組み等について周知を図ります。館内掲示のほか、施設内に苦情受付ボックスを設置、「苦情受付用紙」（利用者向けに用紙は簡易なものを使用する）により苦情を受け付けます。また、電話・窓口でも意見・要望及び苦情を受け付けます。

**(2) 苦情の受付**

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。苦情受付担当者は、苦情受付に際し、次の事項を「苦情受付書」により記録し、その内容について苦情を申し出た利用者及びその関係者等（以後、「苦情申出人」という）に確認します。

①苦情の内容

②苦情申し出人の希望等

③第三者委員への報告の要否

④苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いでの第三者委員の助言、立ち合いの要否

**【改善にむけた取り組み】**

(1) 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言及び立ち合いを求めることができます。

(2) 第三者委員の立ち合いによる苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いは、次の手順により行います。

①第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による解決案の調整、助言

(3) 話し合いの結果や改善事項等については、「苦情受付書」により記録し、確認するものとします。

(4) 解決に向けての話し合いが不調になった場合、苦情解決責任者は苦情申出人に対し、横浜市福祉調整委員会を紹介することがあります。

**(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について**

個人情報保護及び情報公開の取り組み、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取り組みについて、具体的に記載してください。

利用者等の個人情報は、本人すなわち個人情報から識別され又は識別され得る個人の権利と利益のためのものであることを認識し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために個人情報保護規程を定め、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

**【個人情報の適切な取扱】**

(1) 個人情報の取得は、利用目的を明示した上で、その目的の範囲内で必要な情報を収集

- し、その個人情報の利用、又は提供した時はその旨及びその目的を本人に通知します。
- (2) 個人情報の収集、利用、第三者提供は、本人の同意のもとに行います。
  - (3) 個人情報を取り扱う事業の委託等を行うときは個人情報保護法とガイドラインを遵守しそれに沿った対応を行う事業者を選定し、秘密保持の誓約がなされた上で情報提供を行います。

**【個人情報の安全性の確保】**

- (1) 個人情報保護に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行い、全職員で個人情報保護に取り組みます。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改竄の予防及び是正のため、当法人内において規則類を整備し、事業所ごとに個人情報管理責任者を置き、安全対策に努めます。

**【個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等への対応】**

本人が自己の個人情報について開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合は、速やかに対応します。

**【人権尊重に関する取り組み】**

横浜市が定める横浜市人権施策基本指針に則り、「就職差別の解消」「誰もが働きやすい職場づくり」「地域社会の一員としての法人」を意識して努めます。また、ケアプラザに来館される様々な相談者の立場に寄り添い、次の視点をもって人権を尊重します。

- (1) エンパワメント支援の姿勢で取り組む。
- (2) 様々な立場の人々の視点で考える。
- (3) 人権に関する国内外の取り組みの動向を把握し、幅広い視点で考える。
- (4) 国際人権基準の視点から考える。
- (5) 社会情勢の変化を人権の視点から考える。
- (6) 施策等を人権の視点から考える。
- (7) 個別分野の取り組みと人権全般に共通する課題への取り組みを連動させる。
- (8) 市民の意見の把握に努める。
- (9) 人権関係団体・NPO 法人などと行政の協働を推進する。
- (10) プライバシー保護の徹底に努める。

**【その他】**

法人内研修委員会、コンプライアンス委員会を中心に人権の尊重をテーマとした研修会を開催します。また、人権相談窓口、横浜市犯罪被害者相談室、よこはまLGBT相談などの相談窓口の案内を館内掲示、ケアプラザ広報誌等によって市民に広く伝わるように周知します。地区社協主催による「社会を明るくする運動」に地域の一員として積極的に協力し、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、共に生きる社会の実現に努めます。

- (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取り組み

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

**【環境への配慮】**

- (1) 施設利用者の健康を配慮して、ケアプラザの敷地内は禁煙とします。
- (2) 園芸活動ボランティアの協力のもと敷地内の緑化活動に努めます。  
また、貯水槽に貯めた雨水を、植栽や洗車等に活用し水質資源の節約に努めます。
- (3) 屋外に設置された外灯は、水銀灯の生産終了に合わせて逐次LED灯への切替を行います。
- (4) 施設内で使用する家電製品は、環境に配慮した製品購入を心がけます。
- (5) ごみの分別は横浜市の分別基準を厳守し、3R夢プランを推進します。

**【市内中小企業優先発注】**

横浜市中企業振興基本条例の趣旨に基づき次の通り取り組みます。

- (1) 消耗品・日用品の発注は横浜市内の企業と契約を締結し、物品購入を行います。
- (2) 大規模な修繕工事、業務委託、リース契約については横浜市有資格者名簿を基に業者を選定します。

**【男女共同参画推進等に対する考え方について】**

- (1) 個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間としての能力を発揮できる機会を提供します。
- (2) 男女が社会の対等なパートナーとして、方針の決定に参画できる機会を保障します。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

**【施設の稼働率向上のための対策】**

(1) 地域ケアプラザの利用案内

地域ケアプラザの利用案内は、図やイラストを使ってわかりやすいチラシを作成します。館内にも利用案内のチラシを掲示し、不明な点は窓口で聞きやすい環境作りに努めます。イベントの案内や情報誌などはカラー印刷し、多くの人目に留まるように工夫します。地域ケアプラザの貸館については、広報紙・掲示板・HPを使って広告につとめていきます。

(2) 既存登録団体への周知

現在施設を利用している団体にも利用案内について説明を行う機会を設け活性化し、貸館利用を増やしていただけるように案内していきます。

(3) 貸館利用の予約状況

貸館利用の予約状況を毎月館内に掲示、周知を図ります。比較的に利用しやすい曜日・時間帯などを広報紙に掲載します。

(4) 新規登録について

ボランティア活動、趣味のサークル活動などで利用できることを案内していきます。

(5) 自主事業の案内

地域ケアプラザで行われている自主事業、講座、自治会町内会行事に、関心を持っていただけるような広報紙の紙面作りができるようスキルアップし、利用につなげます。

(6) 自主事業

これまで地域ケアプラザを利用する機会の無かった方に、関心をもっていただけるような自主事業、土・日曜日の子ども・親子が気軽に地域ケアプラザに来館し交流ができる企画や、年代別の自主事業（20代からの…）（40代からの…）健康づくりを意識し将来の介護予防につながる企画をおこない利用につなげていきます。

(7) 夜間帯利用の推進

夜間帯（18時～21時）の貸館利用はあまり稼動していません。広報紙に夜間利用の利点を伝え周知し、推進していきます。

最終的には福祉保健活動、ボランティア活動等として発展できるように夜間帯を活用した新規事業（体づくりを目的とした簡単な体操他）の立ち上げを検討します。

【効果として】

これまで地域ケアプラザを利用する機会の少なかった方の参加が期待できます。一方、様々な目的で地域ケアプラザへ来所された利用者に対し、福祉保健活動を目的とした自主活動団体へ発展することを期待します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取り組みについての考え方、提供手法について記載してください。

【高齢者の分野に関する情報提供の取り組み】

地域包括支援センターへ寄せられる相談内容は、介護保険申請に関係する相談が大半であり、それ以外には、庭木の手入れ、電球の交換、粗大ゴミの搬出、といった日常生活支援に関する相談があります。これらの相談に応じて、自治会町内会で行われている地域活動や、地区担当民生委員と情報の共有を図り、相談内容によってフォーマルとインフォーマルなサービスの情報提供に努めます。

(1) 民生委員・児童委員定例会

民生委員・児童委員定例会に出席し地域の情報を受け共有します。また、地域ケアプラザから情報提供をします。

(2) ひとり暮らし高齢者食事会 平戸地区：すみれ会 平戸平和台地区：茜会

地区社会福祉協議会の依頼を受け、ひとり暮らし高齢者の食事会へ出席し、区行政の取り組みや地域ケアプラザ事業の情報提供、介護予防の取り組み、個別相談会を実施します。

(3) 老人クラブ定例会

老人クラブの定例会へ出席し、地域ケアプラザ事業の情報提供を行い、地域の身近な相談窓口として、地域ケアプラザの利用案内、地域包括支援センターへの相談などを案内します。

(4) 広報紙「ひらど通信」の作成と「ひらど通信高齢者版」の作成

毎月、連合町内会単位で2種類の広報誌と高齢者向けの「ひらど通信高齢者版」を作成します。民生委員・児童委員が訪問活動の一環として高齢者世帯へ「ひらど通信高齢者版」をお届けします。

【こども・養育者の分野に関する情報提供の取り組み】

(1) 子育て情報マップの配布・更新

平成26年度に作成した「子育て情報マップ」(ほっぷ・すてっぷ・MAP)を更新し、子育て支援者、主任児童委員・地域の赤ちゃん訪問委員の協力による手渡し、自治会館や子育て支援拠点等に配架を依頼し、地域の子育て支援に関する情報を周知します。

(2) 子育て支援広場への訪問

主任児童委員・ボランティア・有志によって行われている子育て支援広場へ訪問し、ニーズを把握し、行政、子育て支援拠点、地域ケアプラザ事業の情報提供に努めます。相談内容にあった関係機関につなげ情報提供に努めます。

(3) 地域ケアプラザで開催されている事業

地域ケアプラザで開催されている事業で、地域の中で開催されること(夏祭りやおもちつき他)やケアプラザの事業の案内の情報提供に努めます。

(4) 平戸・平戸平和台地区子育て連絡会

子育て事情の現状把握を行い、そこに向けた取り組みを共有して、平戸エリアの子育てしやすい地域づくりに取り組みます。

【障がい者等の分野に関する情報提供の取り組み】

(1) 障がい者の家族にヒアリングを行い、内容にあった情報提供に努めます。保護者会の開催や講演会など、当事者・家族が必要としている情報を提供します。

(2) 戸塚区生活支援センター、戸塚区基幹相談支援センター、横浜市発達障害者支援センター、後見的支援センター等の各関係機関と連携を図り、障がい当事者・家族の身近な相談窓口として努めます。

(3) 障がいについての普及啓発を支援者に向けて行い地域での理解・支援をより深めていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

【目指すべき地域像】

子どもから高齢者が地域の中で交流できる場があり顔の見える関係づくりができ安心して暮らせる地域を目指します。

### 【所内連携と地域連携】

(1) 毎月、連合町内会単位で行われている2地区の広報部会へ出席し、情報収集と情報共有を行います。自治会や町内会の地域で活動されている福祉活動団体の定例会に出席し、情報収集や情報共有を行います。

エリア内の学校と連携し、地域活動の協力を進めていきます。福祉教育や職業体験を行う中で地域ケアプラザへの理解に努め、次世代の育成を行っていきます。また、PTAや学校地域コーディネーターと連携し、地域の課題解決に取り組んでいきます。

(2) 年に2回運営協議会を開催し、地域ケアプラザの取り組み、各部門の事業計画・事業報告など、運営委員（各種団体の代表者）へ報告します。

### 【平戸地域ケアサポート祭の開催と関係機関との連携】

毎年5月に開催されている平戸地域ケアサポート祭は、地区社会福祉協議会、戸塚区福祉保健センター、平戸地域ケアプラザが事務局を担い、地域で活動されている福祉活動団体の他、資源循環局やタウンニュース等、各関係機関と連携を図り取り組んでいます。第17回ケアサポート祭では、お祭りの垂れ幕を横浜市立平戸中学校美術部様に制作していただき、お祭りに花を添えてくれました。また、エリア内3中学校の協力の下、茶道部、美術部、福祉委員、生徒会本部の生徒が学生ボランティアとして活動をしています。「人と人とのつながり」や「次世代の育成」を目標に行ってきたケアサポート祭を継続し、今後も各関係機関が相互に連携を図り、地域とのつながりを深め、課題解決を目的とした取り組みとなるように検討していきます。

### 【地域包括ケアシステムの構築に向けて】

地域ケアプラザの役割は、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の仕組みの実現に努めることです。その中で、介護保険制度などによる公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的、継続的な支援を行い、地域包括ケアの実現に地域ケアプラザ全体で取り組みます。

(1) 所内での業務連携（スタッフ会議での課題把握、支援内容の検討、実施）＊毎月及び随時開催

(2) 戸塚区役所との定期カンファレンスの開催（個別支援、地域課題等の把握、支援内容の検討、実施）

＊毎月及び随時開催

(3) 地域包括支援センターと生活支援整備事業と地域活動交流との5職種連携（地域の情報収集・情報提供・情報共有・課題の把握・支援の検討・解決方法、役割の確認、実施）

(4) 居宅介護部門と通所介護との情報提供・情報共有・支援の検討

(5) 地域ケア会議の開催（個別支援、地域課題・解決の取り組み）

(6) 平戸地域ケアプラザ運営協議会（地域の自治会町内会、福祉保健医療関係機関等による地域課題の共有、解決に向けた役割の確認）＊年2回以上開催

(7) 広報紙『ひらど通信』(毎月発行)で介護福祉の制度、地域のインフォーマル情報を発信します。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

### 【連合町内会広報部会の出席】

毎月、行われる連合町内会広報部会へ出席します。地域で活動されている各団体の活動報告や、地域活動行事を把握し、情報の共有とネットワークの構築に努めます。

### 【空家活用】

平戸平和台地区に、文房具、雑貨、駄菓子を売る店があり近所のお年寄りが集まっておしゃべりをしていました。駄菓子を買いにきた子どもたちも加わり、地域の人々がつながって安心して暮らすために大切な場所になっていました。それに代わる場所を作ろうと空き家を活用した「地域交流拠点にこここハウス」が2017年11月に立ち上がりました。運営は地域住民(平戸平和台地区地域運営協議会)がおこない、高齢者のサロン、子育て支援、多世代交流のランチ会、カフェ、相談室などが開催され、そこに関係する機関・団体と連携しネットワークの構築を図っています。また戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会、地域ケアプラザが後方支援を行いネットワークの構築を図っています。

### 【移動販売】

「高齢化が進んでおり、買い物に行きたくてもいけない方に地域支援を行いたい」とコンビニエンスストアから申し出があり戸塚区社会福祉協議会と地域ケアプラザと会議を行い移動販売が始まりました。自治会・町内会・関係機関・所内の各部門・各部門の関係機関に情報提供を行い、ネットワークの構築に努めます。情報共有を行うためコンビニエンスストア、戸塚区社会福祉協議会、地域ケアプラザで定期的な会議を開催します。自治会・町内会・関係機関に報告会などを開催し、情報提供に努め発展していくよう協力していきます。

### 【子育て支援】

子育て連絡会は戸塚区役所・とっとの芽・地域ケアプラザで事務局を担い、地域の子育て支援者・関係機関・幼稚園・保育園とも連携して現在の子育ての現状を把握し共有し課題に協働で取り組みます。

### 【地域行事の参加と地域防災拠点訓練】

平戸地区・平戸平和台地区の両地域で行われている様々な行事(高齢者食事会、夏祭り、おもちつき、ふれあいの集い平戸、平和台まつり、地区社協研修、小中学校入学式・卒業式など)へ出席します。

地域で行われている防災訓練は、地域のネットワークを構築するうえで不可欠な連携であり、地域防災拠点訓練への参画をはじめ、各自治会町内会単位で行われている防災訓練、救命

講習会等、積極的に参画します。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取り組みを記載してください。

### 【区行政との連携】

区政運営方針の基本目標、達成に向けた施策、地域ケアプラザの役割を認識し取り組みます。

#### ■基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

#### 【目標達成に向けた施策と地域ケアプラザの取り組み】

##### (1) 人と人がつながるまちづくり

- ①自治会町内会の各種会議、行事等に積極的に参加して地域ケアプラザの事業と連携を図り、地域の絆づくりに役割を担います。
- ②連合町内会ごとの戸塚区役所の地区担当者と広報部会等を通して地域課題の解決に連携して取り組みます。

##### (2) 安全・安心を実感できるまちづくり

- ①地域防災拠点訓練、自治会の防災訓練に参加し福祉避難場所として連携を図り発災時に機能できるよう開設訓練、備蓄品を整備します。また、災害時要援護者の支援のため、地域ケアプラザとして避難の困難なひとり暮らし高齢者世帯及び障がい者世帯等を把握し、発災時等には安否確認などで地域と連携します。
- ②防犯対策では訪問販売、振り込み詐欺等による高齢者の消費者被害などの防止のため、各種講座の開催、チラシ等での普及啓発を行います。また、警察署、消費生活総合センターと連携して取り組みます。

##### (3) 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ①第3期とつかハートプランの振り返りから第4期の策定に取り組み地域の活動を支援します。
- ②子育て応援事業として、戸塚区役所、子育て経験のあるボランティア、関係機関と協力して子育て支援を行います。また、とつかの子育て応援ルーム「とことこ」・とつとの芽と連携して、子育てをする養育者等に向けた情報発信、情報交換を支援します。
- ③戸塚区高齢者見守りネットワーク事業では、高齢者等の孤立を防ぎ地域で安心して暮らせるよう戸塚区役所、民生委員児童委員、地域住民、医療機関、登録事業者等と協力し取り組みます。

##### (4) 活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり

- ①「子育て情報マップ」(ほっぷ・すてっぷ・MAP)は地域の魅力を掲載できるようにタイムリーに取り組みます。

##### (5) きめ細やかなサービスによる親しまれる区役所づくり

- ①地域の方々の声に耳を傾けて、区の取り組みに活かす視点を持ち、区の事業の推進に連携して取り組みます。



②地区懇談会に出席し地域の声と区の取り組みを確認し、地域ケアプラザ全体で共有し事業に活かします。

#### カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画の推進は地域ケアプラザの重要な役割と認識し取り組みます。

- (1) とつかハートプラン推進（戸塚区地域福祉保健計画）のため、地域連携チームの一員として戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会と連携して、地域住民が策定する地区別計画、活動を支援します。
- (2) 地域の方がハートプランの定例会・会議がスムーズに進行できるよう、事前に事務局会議や資料等の準備を行いサポートします。
- (3) 平戸平和台地区は第3期中に生まれた新たな取り組みが活性化していくよう推進し、第4期の目標の中にも継続していき、地域の方が目指す地域づくりに取り組みます。
- (4) 平戸地区は第3期の振り返りで自治会・町内会、地域の福祉活動団体、子ども会、老人会に平戸地区の取り組みに対してアンケートを行い集約しました。団体が困っていること（担い手不足、高齢化、参加者が少ない他）・団体が改善したいことを把握・分析して、第4期の策定につなげアンケートに記入いただいた伝えたい事・思い（楽しい老人クラブにしたい、小・中学校のPTAとのつながり）につながるよう取り組みます。
- (5) 住民、事業者、行政等と協働しておこなっていくために顔の見える関係づくりの強化に取り組みます。
- (6) 地域連携チーム会議のときに地域ケアプラザが把握している地域の情報提供を行い、地域の現状の把握と地域課題の取り組みに努めます。

#### (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

##### ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

##### 【高齢者の分野に関する取り組みについて】

###### ■介護予防事業

介護予防の普及啓発を目的とした自主的な活動団体の立ち上げを目標に、担い手として関わりを持てる人材を育成し、地域の社会資源を開発します。

高齢者の引きこもり防止と地域住民同士の交流場として2019年度に立ち上げた将棋の事業を継続して開催できるようにサポートして自主化できるように進めます。また、子どもと将棋の対局ができる活動場所の提供をおこない、多世代交流ができるよう取り組みます。

##### 【子ども・養育者の分野に関する取り組みについて】

###### ■福祉教育・職業体験の受け入れ

小学3年生を対象にした福祉教育、中学生職業体験等の依頼を受け入れ、小中学生と高齢者の交流を目的とした福祉保健活動の実践や、地域の福祉課題について学習し、次世代の担い手育成に努めます。

**【継続事業について】**

これまで行われてきた自主事業は定期開催を継続し、自主事業担当者は、目的・役割を見直し、参加者からのニーズを把握し活性化につなげます。参加者に福祉保健活動に取り組み、自主化の利用団体になれるように情報提供していきます。

**【障がい児・者の分野に関する取り組みについて】**

(1) 横浜市東俣野特別支援学校（重症心身障がい児）交流会活動

障がいの理解を目的に、横浜市東俣野特別支援学校と共催し、重症心身障がい児と平戸の地域で生活をしている子ども達の交流活動を実施します。

(2) 精神障がい者フリースペース事業「あつたまり場」

心の病を抱えた方の外出機会の提供と当事者の居場所作りを目的に、毎月フリースペース「あつたまり場」を実施します。

(3) 普及啓発

障がいについて理解を深めていただけるように、関係機関と連携して普及啓発を行っていきます。

**イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について**

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取り組みを記載してください。

**【地域住民の福祉と保健活動団体が活動する場の提供について】**

(1) 夜間帯利用の推進

夜間利用していただけるように夜間利用の案内のチラシを作成し、広報紙・掲示板などで周知していきます。

(2) 図書コーナーの充実

図書コーナー、情報コーナーを整理し、幼児向けの絵本や紙芝居などの書籍を充実させ、利用者向けに貸出を行います。本の修理をおこない利用者が気持ちよく本を読むことができる環境作りに努めます。破れた本の修理講座を戸塚図書館に依頼し、参加してくださった方が福祉保健活動、ボランティア活動につながるように努めます。

(3) 隣接地域ケアプラザ・コミュニティハウスと情報の共有

平戸地域ケアプラザは区の北東部に位置し、保土ヶ谷区・港南区・南区と隣接しています。他区の地域ケアプラザやコミュニティハウス等、地域の公共機関と密に情報を図り、事業案内、参加者募集などを周知します。

(4) 環境整備

館内の掲示物を見やすいように掲示し、情報が伝わるように努めます。また、館内を清潔にし、必要な物品を揃え利用しやすい環境を整えます。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア活動の案内・受付・登録を行い、ボランティアの育成・派遣等、コーディネート業務を担います。「地域の困りごとボランティア」、「介護予防ボランティア」、「ガーデニングボランティア」「子育て保育ボランティア」の募集など、ボランティアの活動に関心の高い層のニーズを把握し、地域活動者の担い手を育成します。

### (1) ボランティア情報の提供と募集

自治会町内会のボランティア活動、その他各関係機関等から寄せられたボランティア情報を把握し、広報紙やインターネットを活用して情報提供に努めます。また、集約をしたボランティア活動一覧表は定期的に更新します。

### (2) ボランティアの受入・登録・育成

活動の内容と希望を確認し、所内・所外のボランティア担当職員と調整します。活動見学、体験ボランティアを経て、活動希望者と受入施設の同意が得られればボランティア登録を行います。

ボランティア登録者は、活動開始から（1ヶ月～6ヶ月以内）に振り返りを行い、登録者の希望内容と現状の活動が適しているかを確認し、ヒアリングを実施します。また、ボランティアのスキルアップ研修や、情報交換会等を実施し、ボランティア活動者の育成に努めます。

### (3) 関係機関と連携

戸塚区社会福祉協議会・戸塚区民活動センター・戸塚区内地域ケアプラザ、横浜市社会福祉協議会ボランティアセンター・大学ボランティアセンター、地域活動ホーム、子育て支援拠点、とっとの芽、自治会町内会活動、小中学校等、必要に応じて各関係機関と連携を図り、共催事業の実施、情報の共有等を行います。

### (4) シニアボランティアの紹介

ボランティアの登録時に65歳以上でボランティア活動を希望する方には、よこはまシニアボランティアを紹介していきます。

### (5) ボランティア保険の加入

万一の事故に備え、施設内でボランティア活動に従事する方には、「ボランティア保険」の加入の手続きを行い、安心・安全に活動ができるよう配慮します。

### (6) 人材の育成

参加者として子育て支援事業を利用してきた養育者や、子育て支援に関心のある協力者を募り、子育て広場で必要とされている見守りボランティアの人材育成を支援します。

「支援される側」が「支援する側」になるボランティア活動へつなげられるような取り組みを行います。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【情報を収集するための取り組み】

- (1) 各自治会町内会単位で行われている定例会・会議に訪問し、小地域で活動されている福祉活動や社会資源等の情報を把握し、地域アセスメントを行います。
- (2) 地域の行事に参加し、顔の見える関係をつくり、会話の中から地域のニーズを図ります。
- (3) 地域ケアプラザに登録をしている福祉保健活動団体や、地域を基盤に活動をしているサークル団体、当事者会、ボランティア団体へのヒアリングをし、人材の発掘や情報交換を実施します。

**【情報を提供するための取り組み】**

- (1) 情報交換会・交流会の開催  
各種団体の交流会（情報交換会等）の開催を検討します。
- (2) 所内の連携  
所内の各部門と連携し、情報を共有し、地域訪問した際に情報提供を行います。
- (3) 地域と連携  
日常生活課題や社会資源を把握し、地域課題の解決に向けて取り組んでいくためには、自治会町内会単位の地域アセスメントを行い、情報提供を行っていきます。また、両地区連合町内会とも定例会や行事に出席し、地域ケアプラザが提供できる情報を発信していきます。

**(3) 生活支援体制整備事業**

**ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について**

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

**【ニーズの把握・分析の手法について】**

- (1) フィールドワークによるニーズの把握  
自治会町内会ごとに活動されている老人クラブを訪問し、ニーズ・課題の把握に努めます。  
地域で行われているひとり暮らし高齢者の食事会に出席します。  
自治会館や集会場等で開催されている健康体操教室やサロン活動に出席します。  
高齢者住宅生活援助員派遣事業（L S A事業）の相談員と協働し、入居者懇談会に出席します。  
民生委員児童委員協議会に出席し、地域における高齢者の情報を共有します。  
地域の集いの場である「にこにこハウス」での高齢者向けの事業を訪問します。  
地域包括支援センターと協働し、地域ケア会議を開催します。
- (2) 統計的指標によるニーズの把握  
地域包括支援センター部門で受けた相談内容の内訳を集約し、数値化します。  
戸塚区の統計「データでみる戸塚」を活用し、性別・世代・地域別の情報を把握します。  
定期的に行われている行政アンケートや高齢者の実態調査を活用します。

### (3) 分析の手法

地域包括支援センター（社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種）、地域活動コーディネーター、生活支援コーディネーターによる5職種会議を毎月定期的で開催し、専門職の意見を参考にしながら分析を行います。

介護保険事業所職員、ケアマネジャー、民生委員と共に、地域で生活する高齢者の生活について情報共有の場を提供し、今後の傾向を分析します。

自主事業として高齢者向けのサロンを開催し、アンケートやヒアリングを行います。

### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取り組みを記載してください。

#### 【社会資源の把握】

地域の介護保険事業所や見守りネット協力店舗（郵便局・新聞配達・薬局等）を訪問します。訪問の際、見守りネットの啓発活動や認知症高齢者等見守りシール事業の説明を行い、地域の多様な主体による社会資源の把握に努めます。

民間企業やNPO団体が行っている地域貢献活動の場に訪問し、社会資源の把握に努めます。横浜市・戸塚区に限らず、他の自治体で取り組んでいる活動を参考にします。

自治会・町内会単位の取り組みをまとめた「地区カルテ」を作成し、小地域で行われている社会資源の把握に努めます。

### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取り組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

高齢者が明るく元気に過ごすことができる地域づくりを目指します。そのため、住民主体による居場所づくり「にこにこハウス」の運営を支援し、高齢者が身近な地域で気軽に集える場を提供します。また、「にこにこハウス」の安定的な運営を継続させるため、毎月行われている平戸平和台地区地域運営協議会に出席します。

ハートプラン推進委員会や地域ケア会議、民生委員児童委員連絡会に出席し、高齢者の生活支援のあり方を検討し、協議の場（協議体）の設置に向けて取り組みます。

高齢者が社会参加をする際に必要な支援の内容を「居場所」「支援者」「交通」「活動資金」等目的別・地域別に分類し、高齢者の支援に携わる関係者、地域の協力者と共に検討をしながら協議体の設置に向けて取り組みます。

### エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取り組みについて、具体的に記載してください。

#### (1) 地域の活動・サービスの創出について

##### ■スポーツジムとの連携

昨今、高齢者の介護予防、フレイル対策、病気予防等の目的以外に、閉じこもり防止、社会参加、仲間づくりといった側面からスポーツジムの有用性が示されています。今後、近隣のスポーツジムと連携し、高齢者の健康づくりを目的自主事業の展開を模索しま

す。

(2) 継続のための取り組み

■ 買い物支援

昨年12月、平戸地区（1ヶ所）と平戸平和台地区（2ヶ所）の3ヶ所を拠点にコンビニエンスストアによる移動販売が開始され、約3ヵ月経過しました。なかでも県営平戸高層団地で行われている移動販売は予想以上の反響があり、入居者の方に喜ばれています。移動販売は、今後も継続が望まれることから、コンビニエンスストア、協力者、関係者を集め、本事業の振り返りを行い発展に取り組みます。

(3) 発展に向けた支援

戸塚区社会福祉協議会、戸塚区民活動センターと協働し、「地域の担い手づくり」（仮称）講座を開催し、地域におけるボランティア活動の活性化を図ります。

地域で行われている会議へ訪問した際、横浜市が行っているプロボノ事業の案内や、様々な企業・団体が行っている助成金の情報を提供し、既存団体の活動を支援します。また、新規活動団体の立ち上げに向けても積極的に支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

あらゆるサービスの調整を担うワンストップサービスの拠点として、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。

ワンストップサービスの拠点としての機能、地域包括ケアの機能を果たすべく、地域交流コーディネーターや生活支援コーディネーターを含む5職種が区とのカンファレンスに参加するほか、定期ミーティングを持つことで、様々な相談を共有し、日々変化する相談内容にも円滑に対応します。

相談支援管理システムを導入、どの地域からどの程度、どのような内容の相談があったのか集計できるようにし、地域課題の把握につなぎます。

ひとり暮らし高齢者には、高齢者版の地域ケアプラザ広報紙を発行し、民生委員の訪問を通じて配布、身近な相談窓口としての周知を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域からの要請を待つだけでなく、地域自治会、学校、地域内の既存団体やグループへ出向き、様々な機会に認知症の理解促進、早期発見や対応の大切さを目的とした講演、講話を行います。

また、地域ケアプラザ発行の広報紙にも認知症についての記事を掲載し、普及啓発をします。

認知症キャラバンメイト等の協力を得ながら認知症サポーター養成講座を開催、認知症になったとしても、当事者が地域内にある団体やグループと切り離されることなく、参加継続できるよう支援します。

## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待の早期発見には地域ぐるみの見守り、声かけが重要と考え、連合町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、介護保険サービス提供事業所等に把握された虐待状況の通報協力の呼びかけを行います。通報を受けてからは、高齢者虐待防止事業指針に基づき、事実確認、区役所へ報告を行いネットワークミーティングの開催（随時）などで支援策を検討し役割を担います。

また、事実確認、緊急性の判断、対応を適切にできるよう定期的に事例検討会や研修への参加し、対応力を上げます。

在宅で介護されている養護者支援として「介護者のつどい」を通じて養護者の心的負担の軽減を図ります。

権利擁護全般において、警察、消費生活総合センター、弁護士等の法律関係者と連携し、事案発生の際に円滑に対応できるよう準備をします。その連携を活かし、住民向けに成年後見制度等の企画事業や普及啓発活動を定期的に行います。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者を支えるケアマネジャーと地域をつなぐため、定期開催するケアマネサロンや地域ケア会議において、民生委員や自治会役員等の地域関係者や、主治医、コンビニエンスストア、新聞店等の本人の生活に関わるあらゆる機関との連携推進をします。

ケアマネジャーからの聴き取りで本人や家族に精神疾患を抱えているケース対応に苦慮していることがわかったため、勉強会や交流会を通し、ケアマネジャーが障がい者支援機関や当法人が受託している戸塚区生活支援センターとの連携推進をします。

また、対応に苦慮しているケースを担当しているケアマネジャーの支援として、随時相談受付するとともに、定期開催しているカンファレンスにも参加いただきながら対応を検討し、包括支援センター、戸塚区役所、地域ケアプラザ各コーディネーターを含めて役割分担をしながらケース対応します。

生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーターとともに、インフォーマルサービス情報冊子の更新を行います。その際、サービスごとに違う利用する手順を表記した情報掲載するなど、手に取った方の使い勝手がより良くなるようにします。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

区医師会・在宅医療相談室が企画している事例検討会や講習会等をケアマネジャーに参加の声かけや案内を行い、連携することでネットワークの構築を図ります。

ほーめっと（戸塚区在宅療養連絡会）主催の研修会等に参加、区内の医療機関や従事者等との連携から必要時、円滑にケアマネジャーと医療機関、医療系サービスにつなげます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルから包括レベルまでの地域ケア会議は、認知症や介護が必要になった時に、地域から孤立することなくつながりが継続される、もしくは、これまで地域とつながりがなかった方についてはつながることを念頭に会議を開催します。

公的サービスや事業所等による自費サービスに頼ることなく、例えば老人会や自治会の体操教室等の場所まで一人では行くことが難しいが、誰かが一緒に付き添えば、参加ができ十分に交流を楽しめるといったことに対して住民同士が支える、資源循環局によるふれあい収集を頼むまでもないゴミ出しを隣近所で助け合う仕組みができる等、地域内での互助の充実を目指します。

その住民同士の互助は、改めてグループを組織化するのではなく、既存の団体やグループを活用、発展させることや住民同士のつながりや支えあいの大切さを普及啓発することで充実させます。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

高齢者人口、要支援認定者の増加に対応するため、介護予防プラン作成、モニタリング、評価を行う人員の確保として、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーのほか、介護予防プランナーを配置します。

職員個々が年度研修計画を立て、介護予防ケアマネジメントスキルアップ研修、介護予防支援指導者研修などの外部各種研修、内部研修を実施しスキルアップを図ります。

業務委託をする居宅介護支援事業者の選定方法は、事業所リストを提示し、利用者の意向を第一優先としながら、サービス提供事業者の選考などで利用者の意向を尊重した、公平性・中立性が担保され、予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者を選定します。また、委託率を割り出し、偏ることのないようにします。

委託した後も委託事業者が作成した介護予防サービス計画原案の適切性や内容の妥当性を確認します。

具体的支援内容については、対象者の生活機能が低下した背景・原因を分析し、課題を明らかにし、地域でどのように暮らし続けるかを念頭に、本人のできないことをサポートするだけでなく、自立を引き出すことができるような声かけ、本人とともに目標、計画を立てます。その計画立案時には地域内の様々な資源、インフォーマルサービスリストを計画に組み込みます。

#### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

エリア内2つの連合町内会単位で、介護予防（ロコモ予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症の理解など）講座を連続講座、コースとして開催します。

その講座参加者については、これまで介護予防に関する講座や活動に参加したことがない住民に参加していただきます。

その参加者に対して、エリア内にある介護予防に資するグループや団体の情報提供を丹念に行



い、連続講座終了後も継続して介護予防に取り組めるようにします。

また、住民が開催しているサロンや老人会等に出向き、元気なうちから介護予防を始めることの周知や講話、介護予防に資するプログラムの提供を行います。

エリア内にある元気づくりステーションや介護予防に取り組むグループを訪問し、運営に対する助言や体力測定の協力、講師の紹介等で、そのグループが活動継続できるよう支援します。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域ケア会議や地域ケアプラザで行われる企画事業の開催、自治会町内会の会議や防災訓練などの地域行事への参加を通じて、地域ケアプラザの職員は社会資源となる専門職、機関、インフォーマルサービス担当者と関わりを持ちながら、地域ケアプラザを媒介にして社会資源が連携できるようにします。

### (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

住民の福祉を増進するために、地方公共団体が設置した施設との認識を常に自覚し、以下の居宅介護支援事業に取り組みます。

- (1) 地域における福祉・介護・保健が増進されることを目的に、利用者及び家族等の意向、身体状況、生活環境を十分に考慮し、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう事業所全体で取り組んでいきます。
- (2) サービス提供事業者の選考では公平・中立を図る為、利用者に的確な事業者情報を提供し自ら選べるよう支援します。
- (3) 介護予防支援事業者との連携は、日頃から地域のサービス情報等の交換を行い、事業者が作成するサービス計画や評価等を共有し、利用者、家族等の生活環境や身体状況の変化に応じ、適切なサービス利用が継続されるよう支援します。
- (4) 団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けた医療提供体制の改革を基盤に、生活上の安全、安心、健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるよう、地域での体制を構築していきます。
- (5) 特定事業所加算(Ⅱ)の算定事業所として、法令に則り、質の高いケアマネジメントのもと、自らその提供するサービスの質の評価、アンケート等を行い、サービスを常に見直し改善を図ります。
- (6) 地域における居宅介護支援事業者の質の向上を目指し、同一法人に留まらず、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と毎月定例会及び、共同での事例検討会、研修会等を計画、実施していきます。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者が自立した日常生活を営む事が出来ること、及び利用者の家族の負担を軽減する事を目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて介助等を行い、在宅生活が継続できるように支援します。

地域ケアプラザで行う通所介護事業として、医療的・精神的に対応困難な方の受入れを行います。認知症対応型通所介護では、利用者の状態に合わせたプログラムを実施し、充実させたサービス提供に努めていきます。

また、原則として同性介助（入浴・排泄時等）を継続し、利用者のプライバシーに配慮したサービス提供を行い、安心・安全な通所介護事業の運営に努めます。

通所介護相当サービスを積極的に受け入れ、健康運動指導士による体操や、笑いヨガなどの介護予防プログラムの充実を図ります。

### ■一日のプログラム

- ・送迎（朝・夕）
- ・健康チェック（体温・血圧・脈拍測定 / 意識レベル等）
- ・入浴（午前の部）
- ・個別レクリエーション（手工芸等の創作活動 / ラジオ体操等）
- ・嚥下体操 / メニュー紹介
- ・昼食 / 服薬補助（看護師）
- ・休養（希望者 / ベッド又は和室）
- ・入浴（午後の部）
- ・機能訓練

当地域ケアプラザの特色を活かした中庭での歩行訓練・園芸療法・屋外レクリエーション等

- ・集団レクリエーション（運動機能、認知機能等の維持向上を目標としたゲーム内容を実施）
- 四季折々の行事（新年会、納涼会、敬老会、忘年会など）
- ・近隣小中学校の生徒児童や、ボランティアの地域ケアプラザ来訪による地域との交流も行います。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 【指定管理料の収支計画】

指定管理料は行政から支払われる委託費＝公金であることを第一に認識し、公的サービスを提供実施する使命感と清廉性を自覚し、適正に執行します。事業計画に基づき用途を確定し、最少の経費で最大の効果を得よう計画的かつ効率的な使用に努めるべきと考えます。

本提案の収支計画は前期指定管理での実績を検証し、今後5年間の経済情勢、固定経費等を勘案

しました実行可能予算として提案します。

**【効率的な執行】**

- (1) 事業計画に基づき、施設利用者のニーズにきめ細かく対応することに努めます。
- (2) 快適な施設利用を損なうことなく、適時適所の水光熱の経費削減等に努め、低減分の費用をサービスの向上、自主事業費用等へ配分します。
- (3) 築23年を迎える施設の環境保護に努めます。経年劣化を想定し各所を点検、管理業者の助言を踏まえ、計画的な修繕等を行い、施設利用に支障のないよう保全に努めます。
- (4) ヨコハマ3R夢プランの推進に努めます。利用者にも周知協力を得ながら、事業所全体で取り組み、当該経費の削減に努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

**【利用料の設定】**

利用料の設定は原価等諸経費を算出し積算根拠を明示します。さらに合理性、必要性を検証、低額となるよう努めます。料額については事前に区役所へ報告、協議の上、利用者の同意を得て決定します。

**【収支の活用】**

- (1) 徴収した利用料は当該事業会計に入金、収入計上し、事業執行と明確に照合できるよう会計処理を行います。
- (2) コピー代金、電話使用料等は市場価格と同等額に設定します。また、講演会・研修会等の資料は原則無料とします。なお、同収入は当該事業会計に入金、収入計上し、事業執行と明確に照合できるよう会計処理を行います。
- (3) その他事業費の支出については節約に努めます。物品の購入についても精査し、運営費等の支出低減を図ります。

**7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）**

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

**【第3期指定管理期間における実績】**

- |       |    |                                    |                 |
|-------|----|------------------------------------|-----------------|
| 2016年 | 4月 | 生活支援体制整備事業                         | 開始              |
|       | 4月 | 戸塚区社会福祉協議会助成金審査委員                  | (2016年度～2017年度) |
|       | 4月 | 戸塚区地域福祉保健計画推進委員                    | (2016年度～2017年度) |
|       | 5月 | 第14回 平戸地域ケアサポート祭                   | 開催              |
|       | 9月 | 横浜市平戸地域ケアプラザ                       | 開所20周年記念式典開催    |
| 2017年 | 4月 | 戸塚区社会福祉協議会評議員                      | (2017年度～2018年度) |
|       | 4月 | 担当地域における高齢者人口増加に伴い、地域包括支援センター職員の加配 | による3職種4名体制が開始   |

	8月	横浜市指定管理者第三者評価実施 (評価機関:株式会社フォワード・グッド)
	5月	第15回 平戸地域ケアサポート祭開催
	12月	「にこにこハウス」開所式に立ち上げの一員として出席
2018年	4月	戸塚区みつけてネット・虐待防止会議 (担当地域ケアプラザとして) 出席
	4月	介護予防支援事業 横浜市指定更新 (2018年度~2023年度)
	5月	第16回 平戸地域ケアサポート祭開催
	11月	横浜市社会福祉協議会より地域福祉活動20年表彰を受賞
2019年	3月	神奈川県営平戸高層団地 生活援助員派遣事業 (LSA 事業)
	5月	第17回 平戸地域ケアサポート祭開催
	10月	平戸平和台地区地域運営協議会「にこにこハウス」の横浜型プロボノ事業の申請を支援
	12月	コンビニエンスストアによる移動販売事業の立ち上げに向けて協力
【その他】		
平戸地区連合町内会・平戸平和台地区 広報部会に出席		
平戸地区社会福祉協議会・平戸平和台地区社会福祉協議会の常任理事として出席		
地域密着型サービス事業所 運営推進会議に出席		

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

【前期の指定管理期間における職員配置】						
年度	所長	地域活動交流	地域包括支援センター	生活支援体制整備事業	通所介護事業	居宅介護支援事業
	常勤: 1	常勤: 1	常勤: 3→4	常勤: 1	-	-
2016年度	1/1	1/1 (4)	3/3	1/1	6 (21)	4
2017年度	1/1	1/1 (4)	4/4※1	1/1	6 (24)	4
2018年度	1/1	1/1 (4)	4/4	1/1	7 (20)	4
2019年度	1/1	1/1 (4)	4/4	1/1※2	7 (17)	5

( ) 内の数はパート職員の人数

※1 2017年度から地域包括支援センター部門の職員配置が常勤3名から常勤4名に変更 (加配)

※2 2019年度11月から2020年2月現在まで生活支援体制整備事業/生活支援コーディネーター欠員

前期指定管理期間中、生活支援コーディネーターの欠員が4カ月間ありましたが、その他の部門においては欠員を出すことなく、横浜市の基準に従って職員を配置しています。

管理者 (所長) 管理職 (主任) の人事異動・休職・退職は無く、職員配置は安定しています。

指定管理料提案書及び収支予算書  
(横浜市平戸地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	8,739,950
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	3,470,050
事業費(税込)	ケアサポートまつり、かたつむり、平戸っこ、こどもボランティア他各種事業費用	1,000,000
事務費(税込)	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料その他事務費	1,326,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	4,130,000 2,220,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△1,000,000
施設使用料相当額 ※ 2		△3,587,500
合 計		16,772,500

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	歌声サロン、気怪なサロン、その他各種事業費用	
事務費(税込)	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料その他事務費	
合 計		5,735,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	21,233,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	6,817,000
事業費(税込)	介護者のつどい、認知症講座、ふくしものしり大学他各種事業用	480,000
事務費(税込)	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料その他事務費	1,200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,010,000 580,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△2,500,000
合 計		29,576,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	介護予防講座他 事業費用	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,772,500	16,772,500	16,772,500	16,772,500
		生活支援体制 整備事業(b)	5,735,000	5,735,000	5,735,000	5,735,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,576,000	29,576,000	29,576,000	29,576,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	52,237,500	52,237,500	52,237,500	52,237,500
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000
		居宅介護支援 事業	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
		通所系サービ ス事業	85,000,000	85,000,000	85,500,000	86,000,000
その他収入		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
収入合計(A)		163,437,500	163,937,500	164,937,500	165,937,500	166,437,500
内 訳	人件費	110,500,000	111,380,000	112,270,000	12,453,000	12,453,000
	事業費	12,430,000	12,453,000	12,453,000	12,453,000	12,453,000

事務費	9,339,000	9,339,000	9,339,000	9,339,000	9,339,000
管理費	25,008,000	25,008,000	25,008,000	25,008,000	25,008,000
消費税等	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000
その他	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
支出合計 (B)	158,517,000	159,420,000	160,310,000	161,200,000	162,100,000
収支 (A-B)	4,920,500	4,517,500	4,627,500	4,737,500	4,337,500



団体の概要

(令和2年2月2日現在)

<p>(とりがな) 団体名</p>	<p>( しゃかいふくしほうじん せいひるだかい ) 社会福祉法人 聖ヒルダ会</p>			
<p>(とりがな) 名称</p>	<p>( )</p>			
<p>所在地</p>	<p>〒245-0062 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1060番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による))に使用します)</p>			
<p>設立年月日</p>	<p>昭和55年6月</p>			
<p>沿革</p>	<p>明治28年(1895)英国聖公会婦人宣教師エリザベス・ソーントンにより、東京芝にわが国最初の「養老院」として聖ヒルダ養老院を創設。昭和27年(1953)宗教法人日本聖公会婦人会により、低額有料老人ホームベタニヤ・ホームが千葉県(昭和31年神奈川県大磯に移転)に設置。昭和55年(1980)聖ヒルダ養老院とベタニヤ・ホームが合併、社会福祉法人聖ヒルダ会を戸塚区汲沢町に設立。現在に至る。</p>			
<p>事業内容等</p>	<p>○社会福祉事業 軽費老人ホーム ベタニヤ・ホーム 横浜市平戸地域ケアプラザ ケアセンター ベタニヤ(訪問介護事業) 戸塚区生活支援センター(精神障がい者自立支援) ○公益事業 聖マリア館(高齢者短期宿泊施設、集会施設) ○収益事業 ベタニヤパーク(駐車場経営) ○委託事業 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</p>			
<p>財務状況</p>	<p>年度</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	<p>総収入</p>	443,675,153円	643,064,260円	382,911,430円
	<p>総支出</p>	439,849,599円	647,089,000円	383,620,644円
	<p>当期収支差額</p>	3,825,554円	-4,024,740円	-709,214円
<p>次期繰越収支差額</p>	126,772,860円	122,748,120円	122,038,906円	
<p>連絡担当者</p>	<p>【所属】 戸塚区生活支援センター 【氏名】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 【電話】 045-350-5291 【FAX】 045-390-0850 【E-mail】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>			
<p>特記事項</p>	<p></p>			